

平成26年9月17日

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8階
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 御中

【ザ・グローオリエンタル名古屋
株式
東京都渋谷区竹
西新宿
(TEL:03-5365-1577 FAX:03-5365-1578)

申入書の件について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴法人より8月19日付にて頂戴致しました申入書（以下、「本申入」といいます。）に対し、以下の通り、ご回答申し上げます。

ご回答

本申入を頂きました約款は2012年に公益社団法人 全国消費者相談協会様と確認・調整を行い協議を進め、社団法人日本ブライダル文化振興協会[旧：社団法人日本ブライダル事業振興協会]（以下、「本協会」といいます。）ともやりとりを行い約款の作成したという経緯がございます。

その際には本件の約款を弊社が公益社団法人 全国消費者相談協会様に差し入れ、本協会のモデル約款に基づいた作成を行ったとしてご確認・ご理解頂いた次第でございます。

又、弊社は平成23年11月1日付にて本協会へ入会し、現在も引き続き会員として参加しております。

尚、2012年7月より運用を始めました本件の約款の使用開始以後、消費者保護を趣旨とした法人・団体より本協会のモデル約款を理由とした是正の申入は受けておりません。

本申入のご指摘につきましては誠実に対応すべく、協議を行う方針でおりますが、本件の約款につきましては当時本協会に確認し作成致しました約款でございますのでどのように是正を行うべきかと検討している次第でございます。

また、再度本協会に確認を行った所、本協会は各事業者とも施設規模や営業方法・サービスの種類・構造が多様化している現代において、婚礼の取り消し料（平均的損害額）が全事業者均一に測れるものではない為、モデル約款が全事業者と一致するものではないとの回答を頂いております。

つきましては、弊社は消費者への不当性について正当な解釈をした約款の作成ができるよう引き続き本協会ならびに弁護士等とも協議を行い、趣旨に則った改善をしていきたいと考えております。

敬具